

千葉市「公共施設デザインガイドライン」に基づく届出対象基準フロー図

届出対象並びに協議対象、自主チェック対象及び協議対象外に分類する判断は以下のとおりです。

1. 工事等[※]を行う施設は公共施設に該当するか

Yes

2. 次のいずれかに該当するか

- (1) 人命や財産に係わる緊急性の高い工事等[※]
- (2) 標準図などで規格が定められている構造物を整備する工事等[※]
- (3) 外観に係らない工事等[※]

Yes

No

3. 次のいずれかに該当するか

- (1) 景観形成推進地区内の施設
(幕張新都心中心地区、幕張新都心住宅地区、幕張新都心若葉住宅地区)
- (2) 都市再生緊急整備地域内の施設 (千葉駅周辺地域)
- (3) 緑と水辺のまちづくりプラン2023「すごしたくなる緑と水辺の11拠点」内の次の施設
(千葉公園、青葉の森公園、蘇我スポーツ公園、花島公園、泉自然公園、加曽利貝塚縄文遺跡公園、都川水の里公園、昭和の森、幕張海浜公園、稲毛海浜公園)
- (4) 河川に面する施設 (花見川、都川、鹿島川)
- (5) JR駅前広場内の施設
- (6) 千葉都市モノレールの駅舎
- (7) プロムナード内及びプロムナードに面する施設
(中央公園プロムナード、臨港公園プロムナード、新宿公園プロムナード)
- (8) 都市再生整備計画区域内における滞在快適性等向上区域内の施設
(千葉都心地区、幕張新都心地区)
- (9) ちば・まち・ビジョンに定めている都市を構成する要所 (ツボ) となる9エリア内の施設
(都川沿川エリア、花見川沿川エリア、鹿島川沿川エリア、千葉都心エリア、幕張新都心エリア、蘇我副都心エリア、稲毛・海浜エリア、モノレール沿線エリア、外房線沿線エリア)

※9エリアに該当するかについては、都市デザイン室へ事前に確認してください。

- (10) (1)~(9)に該当しない事業費見込み3億円以上の工事等を行う施設

Yes

【届出対象】

- 公共施設デザイン事前確認届出書を都市デザイン室へ提出。
- ※事業・工事概要を踏まえて都市デザイン室が協議対象又は自主チェック対象を判断する。

都市デザイン室判断

【協議対象】

- 公共施設デザインガイドライン(98、99ページ)のデザイン協議フローに沿って適宜協議。

【自主チェック対象】

- 公共施設デザインガイドライン(98、99ページ)のデザイン協議フローに沿って適宜自主チェック。

【協議対象外】

- 公共施設デザインガイドライン(15~93ページ)の公共施設デザイン方針に基づき、事業施行。

No

※工事等：新設、増設、改修、修繕又は移転

なお、建築の場合は新築、増築、改築、移転、修繕、模様替又は色彩の変更